
平成 27 年度における協会員に対する監査計画について

日証協・平成 27 年 3 月 17 日

本協会では、平成 27 年 3 月 17 日に開催された自主規制会議において、平成 27 年度における協会員に対する監査計画について承認決定した。

同監査計画の概要は、以下のとおりである。

平成 27 年度監査計画（要旨）

平成 27 年 3 月 17 日
日本証券業協会

1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。

2. 監査の重点事項

少額投資非課税制度（NISA）が利便性の向上等により投資の器としてさらなる普及が見込まれること、内部管理態勢の充実・強化を一層推進する必要があること等から、平成 27 年度における監査の重点事項は、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

【会員、特別会員共通】

(1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証

協会の内部管理態勢の整備・強化の状況について、組織的に取り組まれているか点検する。

(2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び金融商品の勧誘に当たって商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、及び行うための態勢ができていくかについて、特に高齢顧客及び新規に口座開設を行った顧客に関して重点的に点検する。

なお、投資信託営業については、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止するための管理態勢
- ② 勧誘時の説明に関する状況（特に乗換え勧誘時）
- ③ 市場動向の急激な変動等により、基準価額に重大な影響を与えた場合のアフターケアの状況
- ④ トータルリターンのお知らせの状況

また、合理的根拠適合性の事前検証の実施状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託に係る勧誘開始基準の遵守態勢及び遵守状況について点検する。

NISA口座については、税制上のメリットを踏まえて家計の中長期的な資産形成を支援するというその制度設計・趣旨に則り、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を重視した口座開設・取引等を推進するための管理態勢
- ② 口座開設の勧誘・申込み受付時の説明状況
- ③ 個別商品の説明に関する状況

【会員のみ】

- (3) 顧客資産の分別管理の状況の検証
顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか点検する。
- (4) 財務の健全性に係る検証
自己資本規制比率が低下している等の会員に対しては、財務の健全性について点検する。
- (5) 売買管理態勢等の整備状況の検証
インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢、内部者登録カードの整備状況及び法人関係情報の管理態勢の状況について点検する。
- (6) 反社会的勢力との関係遮断の検証
反社会的勢力に関する情報の照会及び管理態勢の整備状況について点検する。
- (7) システム障害への対応態勢の検証
インターネット取引を行っている会員において、システム障害への対応態勢について点検する。

3. 監査対象先の選定

監査対象先は単に監査の実施状況（監査周期）のみではなく、以下の状況等を総合的に勘案して選定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を行うこととし、必要に応じ機動的に対応することとする。

また、改正金融商品取引法の施行により金融商品取引業が拡大されることに伴い、新規業務を行う者が本協会の協会員として加入することが見込まれることから、必要に応じ機動的に対応するため、その業務の実態把握に努めることとする。

- (1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】
自己資本規制比率が一定の水準（200%）を下回ることとなった会員又は同比率が

急激に低下している会員

(2) 各種の情報

オフサイトモニタリングにより収集した営業・財産の状況又は役員・大株主の状況等の実態について確認する必要がある協会員又は投資者からの苦情や金融商品事故等の多い協会員

(3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスクの高い商品を主に取り扱う協会員やリテール営業の比重の大きい協会員

リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的な点検が必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

なお、選定に当たっては、監査対象先の規模及び支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員 80 社及び特別会員 45 機関を目途とする。

以 上